

募集要項別添 1

共同体の取り扱いについて

募集要項第3章2に明記のとおり、設計・工事監理業務、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務を、複数の者が実施する場合、それぞれ設計共同体、特定建設工事共同企業体（甲又は乙）又は運営管理共同企業体（以下、「共同体」という。）を結成すること。なお、SPCが運営管理を行う場合は、運営管理共同企業体を設立する必要はない。

共同体の取り扱いについては、設計共同体は「長野県建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領について（平成15年監技第109号）」に、特定建設工事共同企業体は「共同企業体運用準則（共同企業体の在り方について（昭和62年建設省中建審発第12号）の抜粋）」に、運営共同企業体は「共同請負（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）実施要領」に準ずる。事業者は、様式3-8～3-11の様式を基に共同体の規約を策定すること。

応募事業者は、参加表明時に、全構成員が記名捺印した設計共同体協定書、特定建設工事共同企業体協定書又は運営共同企業体協定書（以下、「協定書」という。）を提出すること。協定書が用意できない場合は、協定書の案と、「基本協定締結までに協定書案に基づく共同体を結成すること」を確約した、全構成員記名捺印の誓約書（様式自由）を提出すること。応募事業者が受注候補者に選定された後すみやかに共同体を組織できない場合は、当市はその候補者との基本契約に向けた協議を打ち切る。なお、共同体の構成員の変更は、応募要領第2章4(5)の場合以外は認めない。